

株 主 各 位

本 店 東京都品川区東大井三丁目17番4号
本社事務所 東京都品川区東品川四丁目12番2号

フジマール株式会社

代表取締役
社 長 松 井 鉄 也

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸1丁目11番2号
アジュール竹芝13階 「飛鳥の間」

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第71期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役9名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.primaham.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.primaham.co.jp>) に修正後の内容を掲載させていただきます。

【第71回定時株主総会参考書類】

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定した収益を確保し継続して利益配分を実施できる企業づくりを目指しております。当期期末の剰余金の処分につきましては、経営基盤の強化および将来への必要な投資に向けた内部留保の充実を図りつつ、安定配分を実現するため、業績および今後の事業展開等を総合的に勘案して、株主様への利益配分として1株につき6円の期末配当金を還元させていただきたいと存じます。

なお、中間配当として1株につき4円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当は1株につき10円となります。

当期の期末配当に関する事項につきましては、以下のとおりといたします。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金6円

配当総額 金1,510,319,988円

③配当がその効力を生じる日

平成30年6月29日といたします。

第2号議案 株式併合の件

(1) 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持するために、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合の割合

普通株式5株を1株の割合をもって併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

7,000万株

(5) その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

①全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。

また、同第2号議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に定款第6条に規定する発行可能株式総数は3億5,000万株から7,000万株に変更されたものとみなされることとなります。

なお、以上の変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもってその効力が生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

②「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、補欠監査役の予選に関する定款規定（定款第28条第3項）の引用する条文の項数が変更されておりますので、当該変更を反映するものであります。

(2) 変更内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条（条文省略） 第2章 株 式 （発行可能株式総数）	第1条～第5条（現行通り） 第2章 株 式 （発行可能株式総数）
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億5,000万株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,000万株</u> とする。
第7条（条文省略） （単元株式数）	第7条（現行通り） （単元株式数）
第8条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条～第27条（条文省略）	第9条～第27条（現行通り）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社は、<u>会社法第329条第2項</u>の規定に基づき、法令に定める監査役に員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(以下条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社は、<u>会社法第329条第3項</u>の規定に基づき、法令に定める監査役に員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(以下条文記載省略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(定款一部変更の効力発生日)</u></p> <p><u>第6条及び第8条の変更は、平成30年6月28日開催の第71回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、当該変更の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	【再任】 まつ い てつ や 松 井 鉄 也 (昭和22年 9月20日生)	昭和47年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成10年10月 伊藤忠フレッシュ (株)代表取締役社長 平成13年6月 伊藤忠商事(株)執行 役員 平成14年10月 同社食料カンパ ニーエグゼクティ ブバイスプレジデ ント兼生鮮流通事 業部長 平成15年6月 当社顧問 平成15年6月 当社常務取締役 平成16年5月 当社食肉事業本 部・営業本部・生 産本部分掌 平成18年6月 当社専務取締役 平成21年6月 当社代表取締役社 長(現) ■取締役候補者とする理由 同氏は、平成21年6月に代表取締 役社長就任以来、当社グループの 経営の指揮を執り、業績の向上に 大きな功績を残すとともに取締役 会議長として、取締役会を適切に 運営してきました。 その豊富な経営者としての経験と 見識が当社グループの経営と成長 に活かされると判断し、引き続き 取締役候補者としました。	207,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p>【再任】 ち は なお と 千 葉 尚 登 (昭和33年 10月31日生)</p>	<p>昭和58年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成16年4月 同社飼料・穀物部 長 平成17年4月 同社食料経営企画 部長 平成19年4月 同社生鮮・食材部 門長 平成20年4月 同社生鮮・食材部 門内部統制統括責 任者 平成25年4月 同社生鮮食品部門 長 平成26年4月 同社執行役員 平成26年4月 同社食品流通部門 長 平成27年4月 Dole Asia Holdings Pte.Ltd. 出向 (EXECUTIVE VICE PRESIDENT, DIRECT OR) (シンガポー ル駐在) 平成28年4月 当社常務執行役員 加工食品事業本部 分掌、食肉事業本 部分掌(現)、監 査部担当 平成28年6月 当社常務取締役 (現)、加工食品 事業本部長(現)</p> <p>■取締役候補者とする理由 同氏は、食品業界における豊富な 経験と、かつ経営全般に関する高 い見識を有しており、平成28年6 月に加工食品事業本部長に就任以 来、事業拡大に多大な貢献をして おります。 その実績と見識が当社グループの 経営と成長に活かされると判断 し、引き続き取締役候補者としま した。</p>	34,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p>【再任】 <small>や</small> <small>の</small> <small>まさ</small> <small>ひこ</small> 矢 野 雅 彦 (昭和34年 3月5日生)</p>	<p>昭和56年1月 当社入社 平成11年5月 当社営業本部デ イリー部長 平成16年5月 当社営業本部デ イリー事業部長 平成23年4月 当社執行役員 平成23年4月 当社営業本部本 部長代理 平成23年4月 当社営業本部フ ードサービス事業部 長 平成25年4月 当社常務執行役員 平成25年4月 当社営業本部長 平成26年6月 当社取締役 平成28年6月 当社常務取締役 (現) 平成29年4月 当社商品事業部 長、食肉事業本 部長 (現)</p> <p>■取締役候補者とする理由 同氏は、営業本部長、食肉事業本 部長等を歴任する等、その豊富な 経験に基づく高い営業力と専門的 知見を有しており、その実績と経 験が食肉事業を中心とする当社グ ループの成長に資するものと判断 し、引き続き取締役候補者としま した。</p>	37,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	<p>【再任】 <small>うち やま たか ひろ</small> 内 山 高 弘 (昭和34年 7月20日生)</p>	<p>昭和58年4月 ㈱第一勸業銀行入 行 平成20年1月 ㈱みずほフィナン シャルグループ与 信企画部部长 平成22年4月 ㈱みずほコーポ レート銀行営業第 四部部长 平成24年4月 同行グループ人事 部付審議役 平成24年10月 当社総合企画室室 長補佐 平成25年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社第一管理本部 人事部長 平成26年4月 当社第一管理本部 長 平成26年6月 当社取締役 平成28年4月 当社管理本部長兼 人事部長 平成28年6月 当社常務取締役 (現) 平成29年4月 人事部分掌兼財経 部分掌兼総務・広 報部分掌兼情報シ ステム部分掌(現)</p> <p>(重要な兼職の状況) プリマシステム開発㈱代表取締役 社長</p> <p>■取締役候補者とする理由 同氏は、金融機関での豊富な経験 と幅広い見識に加え、経営管理お よび企業審査に関する高い専門的 知見を活かし、当社においては財 務などを担当しており、その経験 と実績が当社グループの経営と成 長に活かされるものと判断し、引 き続き取締役候補者となりました。</p>	9,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<p>【再任】 さ さ き ひ さ し 佐々木 久志 (昭和30年 12月17日生)</p>	<p>昭和49年4月 当社入社 平成13年4月 当社茨城工場製造 部長 平成14年10月 当社三重工場製造 部長 平成21年10月 当社三重工場長兼 管理部長 平成23年4月 当社執行役員 平成24年9月 当社茨城工場長兼 管理部長 平成26年4月 当社常務執行役員 平成26年4月 当社生産本部本部 長代理(ハム・ ソー担当)兼茨城 工場製造部長 平成27年9月 当社生産本部製 造・技術部長 平成28年4月 当社生産本部長 (現) 平成28年6月 当社取締役(現) 平成30年4月 当社加工食品事業 本部生産本部茨城 工場長(現)</p> <p>■取締役候補者とする理由 同氏は、工場長、生産本部長等を 歴任する等、その豊富な経験に基 づく高い技術力と食品製造に関す る専門的知見を有しており、その 実績と経験が生産事業を中心とす る当社グループの成長に資するも のと判断し、引き続き取締役候補 者となりました。</p>	38,000株
6	<p>【再任】 に い む ら ゆ う い ち 新 村 融 一 (昭和32年 5月15日生)</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 平成10年4月 当社営業本部企画 統轄室長 平成12年4月 当社営業本部営業 企画部長 平成14年7月 当社総合企画室室 長代理 平成16年4月 当社営業本部企画 統轄部長 平成21年2月 当社中部支店長兼 東海加工品販売部 長 平成23年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社総合企画室長 (現) 平成27年4月 当社常務執行役員 平成28年6月 当社取締役(現)</p> <p>■取締役候補者とする理由 同氏は、営業企画部長、支店長、 総合企画室長等を歴任する等、そ の豊富な経験に基づく高い経営管 理・企画力と専門的知見を有して おり、その実績と経験が当社グル ープの更なる事業領域の拡大と 持続的成長に資するものと判断 し、引き続き取締役候補者とし ました。</p>	31,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	<p>【再任】 鈴木 英文 (昭和32年 11月18日生)</p>	<p>昭和55年4月 伊藤忠商事(株)入社 昭和63年2月 米国ニューヨーク 州弁護士登録 平成23年4月 伊藤忠商事(株)執行 役員法務部長 平成25年4月 Dole International Holdings(株)常務取 締役 平成26年4月 Dole Asia Holdings Pte.Ltd. Senior Vice President 平成27年9月 伊藤忠インターナ ショナル会社 Senior Vice President、 General Counsel 平成29年4月 当社常務執行役員 平成29年4月 当社法務部分掌兼 環境管理部分掌 (現) 平成29年6月 当社取締役(現)</p> <p>■取締役候補者とする理由 同氏は、総合商社での豊富な経験 と幅広い見識に加え、経営管理お よび企業法務に関する高い専門的 知見を活かし、当社においては企 業法務を担当しており、その経験 と実績が当社グループの経営と成 長に活かされるものと判断し、引 き続き取締役候補者となりました。</p>	2,000株
8	<p>【再任】 山下 丈 (昭和21年 1月31日生)</p>	<p>昭和60年4月 広島大学教授 平成9年4月 東海大学教授 平成9年7月 弁護士登録 平成11年4月 一橋大学大学院国 際企業戦略研究科 非常勤講師 平成15年6月 当社監査役 平成24年6月 当社取締役(現) (重要な兼職の状況) 弁護士(日比谷パーク法律事務 所)</p> <p>■社外取締役候補者とする理由 同氏は、大学教授および弁護士と して豊富な経験と高度な専門知識 を有しており、それらを独立した 立場から当社経営の監視・監督を 期待できることから、引き続き社 外取締役候補者となりました。 また、同氏は、過去に社外役員と なること以外の方法で会社経営に 関与された経験はありませんが、 上記理由により、社外取締役とし ての職務を適切に遂行いただける ものと判断しております。</p>	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および 担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	<p>【再任】 の じり やすし 野 尻 恭 (昭和29年 10月20日生)</p>	<p>昭和52年4月 住友ゴム工業(株)入 社 平成12年1月 同社工務部長 平成15年1月 同社総合企画部部 長 平成15年3月 同社執行役員 平成15年7月 同社執行役員経営 企画部長 平成16年3月 同社執行役員経営 企画部長兼NP・ NB事業部長 平成16年7月 同社執行役員SR Iエンジニアリン グ(株)代表取締役社 長兼NP・NB事 業部長 平成18年3月 同社執行役員住友 橡膠(常熟)有限 公司総経理兼住友 橡膠(蘇州)有限 公司総経理 平成19年3月 同社常務執行役員 平成20年3月 同社取締役常務執 行役員住友橡膠 (常熟)有限公司 董事長兼総経理、 住友橡膠(蘇州) 有限公司董事長兼 総経理 平成23年3月 ダンロップスポー ツ(株)代表取締役社 長 平成27年3月 同社顧問 平成28年6月 当社取締役(現) (重要な兼職の状況) 住友ゴム工業(株)顧問 日精テクノロジー(株)取締役 平成30年6月22日タイガースポリ マー(株)取締役就任予定</p> <p>■社外取締役候補者とする理由 同氏は、ダンロップスポーツ(株)代 表取締役社長等を歴任する等、豊 富な経験と幅広い見識を有してお り、それらを経営に反映していた だくとともに、独立した立場から 経営の監視・監督を期待できるこ とから、引き続き社外取締役候補 者となりました。</p>	3,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 山下 丈氏および野尻 恭氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。

3. 山下 丈氏が社外取締役になつてからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって6年になります。
4. 当社は山下 丈氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、山下 丈氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、山下 丈氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
6. 野尻 恭氏が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年になります。
7. 当社は野尻 恭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、野尻 恭氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、野尻 恭氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名（社外取締役を除く。）および監査役2名（非常勤監査役を除く。）に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額21,825,000円（取締役分18,825,000円、監査役分3,000,000円）を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年6月26日開催の第68回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）、とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、かかる報酬額を年額400百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来と同様使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。第4号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認されましても、取締役の員数に変更なく、取締役は9名（うち社外取締役2名）となります。また、支給時期、配分などにつきましては、取締役会にご一任させていただきたいと存じます。

第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成27年6月26日開催の第68回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（確定金額報酬額として年額300百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は7名ですが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」と

います。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役(社外取締役は、本制度の対象外とします。)

(3) 信託期間

平成30年8月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規定の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額(報酬等の額)

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、上記(3)の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として、390百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、390百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。)および金銭

(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、390百万円を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、390,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役には、各事業年度に、役員株式給付規定に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役には付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、130,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役には付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。なお、上記(3)のとおり、本信託の設定は平成30年8月を予定しております。第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決された場合の効力発生日は平成30年10月1日の予定であり、その時

点で当該株式併合にかかる合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規定に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規定に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

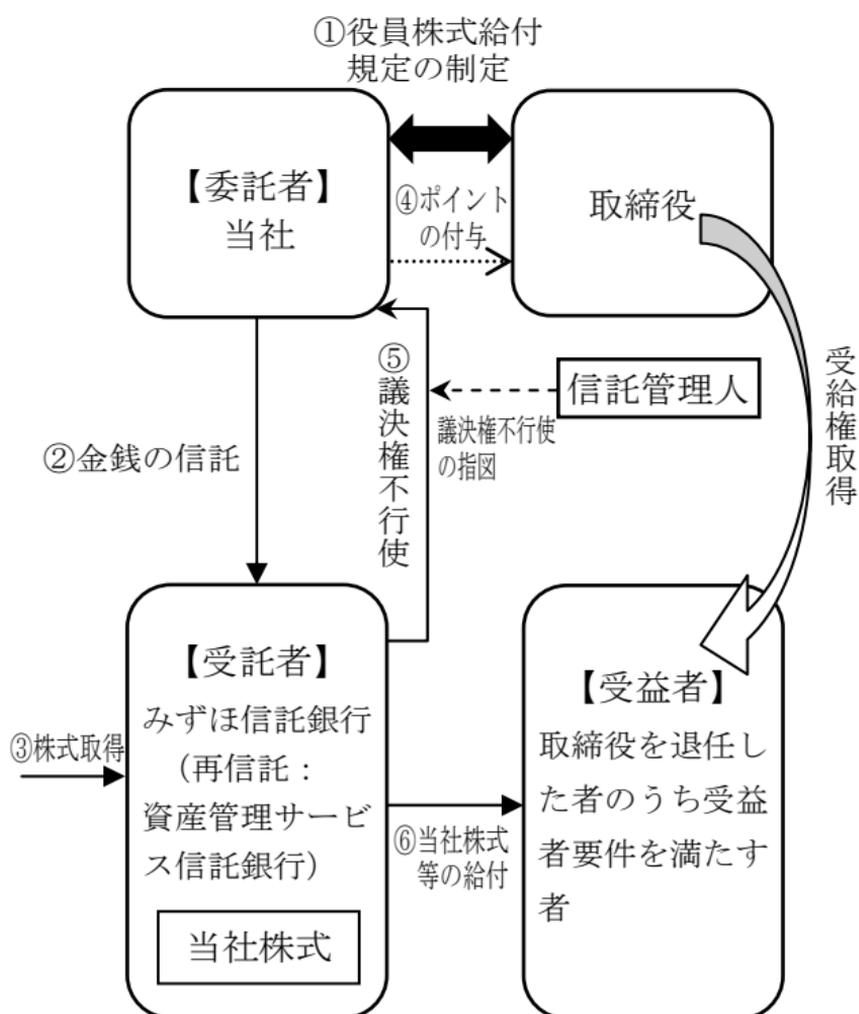
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社および当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又はその時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規定の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により団体に寄附されるか、又は取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規定を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規定に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規定に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規定に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

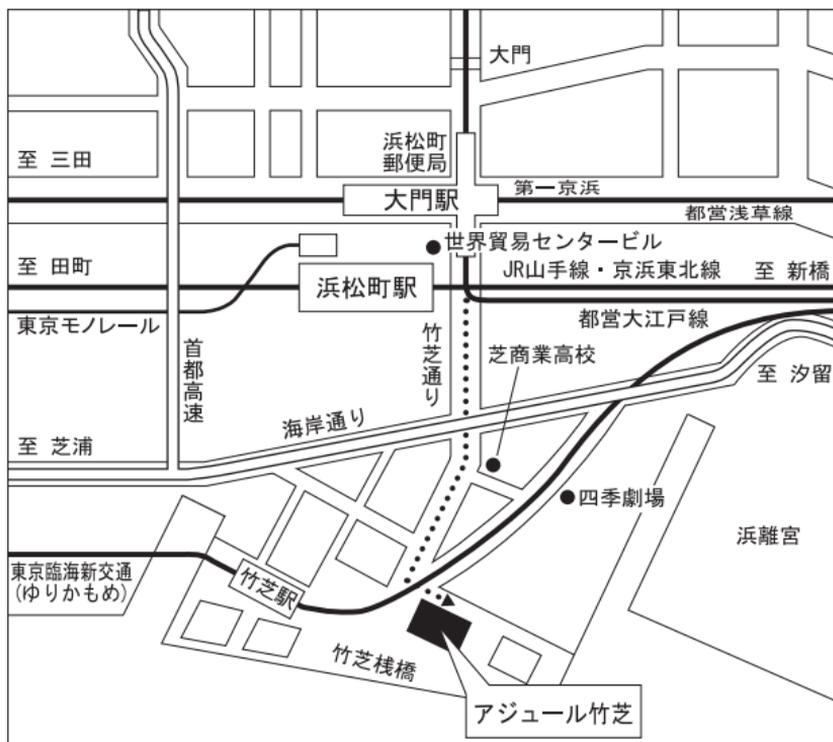
以上

株主総会会場ご案内図

アジュール竹芝13階「飛鳥の間」

東京都港区海岸1丁目11番2号

電話 (03) 3437-2011



東京臨海新交通「ゆりかもめ」
竹芝駅より徒歩1分

JR山手線・京浜東北線
浜松町駅北口より竹芝方向へ
徒歩7分

都営浅草線・大江戸線大門駅
出口「B1」「B2」より
徒歩10分



BAYSIDE HOTEL
AZUR
takeshiba